

令和 7 年度主要事業

「鶴岡市環境基本条例」(平成 17 年 10 月 1 日条例第 149 号)及び「第 2 次鶴岡市環境基本計画」(令和 4 年 10 月策定)に基づき、山形県や「環境つるおか推進協議会」等の関連組織と連携し、地方公共団体として求められる環境保全・創造対策を確実に行うとともに、市民と事業者の意識高揚と啓発を通じて自主的な取組みを促すことにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保と福祉の増進を図る。

(1) 環境総合対策

鶴岡市環境審議会

環境基本法第 44 条の規定に基づき、環境の保全に関して基本的事項を調査審議させる等のため、鶴岡市環境審議会条例により「鶴岡市環境審議会」を設置している。

- ・委員 20 人以内、任期 2 年 (現在 R7.5.8 ~ R9.5.7 任期 18 人)
- ・年 2 回程度開催予定

環境影響評価等

ア 環境アセスメント

環境影響評価法に基づく環境アセスメントに關係市町村として協力する。

イ 再生可能エネルギーに関するガイドライン

市として独自に定めたガイドラインにより、大規模事業の適切な実施を促す。

- ・「鶴岡市再生可能エネルギー供給施設の設置等に係る基本ガイドライン」
- ・「鶴岡市における風力発電施設の設置等に係るガイドライン」

ウ 環境保全協定

環境基本条例第 12 条に基づいて、必要があると認められる事業所との間で環境の保全に関する協定を締結する。

(2) 地球環境対策 (地球温暖化対策実行計画の推進)

地球温暖化対策実行計画

【見直し】

第 3 次地球温暖化対策実行計画【区域施策編・事務事業編】の見直しを図る。これまでに行った、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業による現状分析及び再エネポテンシャルの調査結果を踏まえた計画の見直しを行う。

ア 地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく第 3 次鶴岡市地球温暖化対策実行計画により、市の自然的・社会的条件に応じた温暖化対策に資する施策を推進する。

また、市民等への啓蒙・啓発を図り、市民・事業者・市が互いに連携し、市域全体における実効性のある温暖化対策を推進していく。

イ 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

各課室にエコ推進員を配置して、温室効果ガス排出量削減のための取組みを実施。

また、市関係全ての施設・設備等のエネルギー使用量を集約、温室効果ガス排出量を算定して市ＨＰ上に公表する。

グリーンカーテンの普及促進

身近でできる地球温暖化対策の一つとしてグリーンカーテンの普及を図る。

ア 種とネットの無料配布 [環境つるおか推進協議会事業]

家庭等への普及対策として、ゴーヤの種を無料配布している（4月21日に

鶴岡市役所大会議室で実施済。）

イ グリーンカーテンコンテスト [環境つるおか推進協議会事業]

市民・事業者等からの募集により実施し、環境フェアつるおか2025にて表彰する。

地域エネルギー・ビジョンの推進

鶴岡市地域エネルギー・ビジョンに基づき、本市の恵まれた地域資源を活用し、自然環境と調和した安全安心な生活環境の形成と地域活力の創出を図る。

ア 再生可能エネルギーの導入の促進

家庭等における再生可能エネルギー設備の導入を促進するため、自ら取組みを行う個人または事業者に対して補助金により支援する。

令和6年度からは、補助財源に森林環境税を活用し、木質バイオマス(ペレット(チップ)ストーブ、ボイラ)の補助率を上げることにより、森林資源の活用による地域循環を目指す。

イ 市内発電施設への対応

・鶴岡八森山風力発電事業

令和3年11月12日（運転開始）

・(仮称)三瀬矢引風力発電事業

地元関係者への説明会を開催しており、ガイドラインや府内連携会議等を活用して適切に推進していく。令和7年度に事業者による「環境影響評価書」が提出される予定。

市有施設等への再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

市有施設等への再生可能エネルギーの設備や照明のLED化などの府内の省エネルギー設備について、様々な導入手法を検討して設置を促進する。

地下水利用対策事務

・山形県との委託契約に基づき、鶴岡市内では鶴岡観測井で地下水位と地盤沈下を樋引で地下水位の観測と装置の管理を行う。

- ・地下水の適正利用と保全等を目的とした「庄内南部地域地下水利用対策協議会」の事務局として運営事務を行う。

(3) 自然環境保全活用対策

森林文化都市構想推進事業

市民の森林学習・体験を通じて、市民の生活文化に森林が高度に活かされた森林文化都市の創造を目指す。

- ・森林学習・体感講座「つるおか森の時間」の開催

市民の森林への親しみを創出するための「つるおか森の時間」を開催する。

年 5 回開催予定。

庄内自然博物園構想推進事業

高館山、大山上池・下池、都沢湿地とその周辺地域を主たるフィールドとして、庄内自然博物園構想の理念のもとに、市民の主体的参画と協同による自然環境の保全と、自然と触れ合う自然環境学習事業などの事業を行い、人と自然の共生に資する。

鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」については、自然環境学習の拠点として、事業を実施する。

ア 鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」及び都沢湿地の維持管理

拠点施設であるほとりあについて、大山自治会を指定管理者として、建物施設等の維持管理及び都沢湿地の維持管理を実施する。

イ 自然学習・保全活動等事業の実施

地元関係機関・団体や学識経験者等で構成する「庄内自然博物園構想推進協議会」を実施主体として、自然学習・保全活動等のソフト事業を実施する。

ウ ラムサール条約登録湿地関係事業

ラムサール条約登録湿地「大山上池・下池」の周知を図り、自然環境の保全を推進する。

エ 中長期計画の推進

庄内自然博物園構想中長期計画（2024～2028年）の推進のため、計画に沿った具体的施策の検討と実行を行う。

(4) 生活環境保全対策

環境保全推進員の設置

自治組織からの推薦により市長が委嘱する。主に担当区内の生活環境の状況を把握し市に連絡するとともに、地域住民の意識啓発を図る。

- ・390名に委嘱している。
- ・毎年、推進員を対象に研修会を開催している。

令和4年度から「環境保全推進員」(「廃棄物減量等推進員」)として一本化。

公害等対策

典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)その他化学物質などに関して、関係法令に定める手続関係事務や、県と連携した各種測定事務などの対策を行う。

ア 各種汚染物質の測定・分析事務

ダイオキシン類測定、西郷地区砂丘地地下水水質測定等

イ 大気汚染緊急時対策

光化学オキシダント、P 2.5等の大気汚染物質に関して、県が実施している常時観測の結果に基づいて一定以上の高濃度になることが予測された場合、県が広く注意喚起を行うとともに、市町村においては特に「高感受性者」(呼吸器系・循環器系の疾患のある方、小児、高齢者など)に対する呼びかけを行うこととされている。

そのため、市の関係各課が連携して保育所、幼稚園、小中学校及び高齢者施設、障害者施設等への注意喚起を実施する連携体制を更新・整備する。

ウ 硝酸性窒素等削減対策

庄内地域の砂丘地における硝酸性窒素等への対策として、県が関係機関による「窒素負荷低減推進連絡調整会議」を設置し、「硝酸性窒素等削減対策計画」を定めて対策を行っている。これに基づき、農業用水井戸の水質について県は年4回、市は年2回(4か所)の調査を実施している(前記「西郷地区砂丘地地下水水質測定」)。

環境基準を上回る井戸が例年あることから、健康課へ情報提供し、地下水を飲用しないよう地域住民へ呼びかけを行う。

エ 騒音・振動に係る届出書の受理

騒音規制法、振動規制法及び山形県生活環境保全条例に基づき、特定施設・特定建設作業・公害防止管理者等の届出等の事務を行う。

オ 自動車交通騒音常時監視業務

騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を実施する。

主に市内の国道、県道の自動車騒音値を評価区間ごとに実測または推計により評価する。

生活環境被害苦情等対応

典型7公害(大気汚染・水質汚濁・土壤汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭)のほか、市民から寄せられる野焼き・油漏れ・空き地管理・鳥獣害などの苦情・相談・通報等に対し、関係機関と連携しながら迅速かつ適切に対処して、市民の生活環境の保全

を図る。

苦情等が寄せられた場合は、速やかに現地に赴いて事情を聞き取り、現地調査に基づいて原因者への指導等を行う。

カラス被害対策

主に鶴岡市街地におけるカラスの生活環境被害を軽減するため、調査・追払い・清掃・捕獲・啓発の各分野にわたる総合的な対策を行う。

アメリカシロヒトリ防除対策

外来種であるアメリカシロヒトリの繁殖による生活環境被害を防止・軽減するため、アメリカシロヒトリ防除相談室を 6 月～9 月に設置して、市民相談に応じるとともに、自治会等の組織で行う共同防除の実施に対して、防除用機械の貸出しと薬剤の提供を行う。

熱中症対策

気候変動による酷暑へ適応するため、市民へ向けた熱中症対策を行う。全庁的な熱中症対策の取組みの推進や、日頃からの予防ための市民へ向けた周知啓発、熱中症関連のアラート発表時の注意喚起、クーリングシェルター（涼み処）の指定と利用の周知を行う。

空き家対策事業

令和 7 年 4 月より建築課へ業務移管

（ 5 ）環境意識啓発対策

環境教育推進事業

ア 環境つるおか推進協議会の運営

「環境つるおか推進協議会」の事務局として、市民・事業者・市の連携のもとで環境全般にわたる啓発事業を行う。

イ 「環境フェアつるおか」の開催

環境関係の中心的イベントとして、主催の「環境つるおか推進協議会」との共催により実施する。3Rへの取組み、地球温暖化への取組み、エコ製品等の紹介、環境関連作品の公開など、広く市民に対し環境に対する意識啓発を図る。

ウ 環境出前講座の斡旋および実施

環境アドバイザーや企業による出前講座を小中学校及び地域に斡旋するほか、環境出前講座（エコトランク講座）を実施する。

工 鶴岡市こども環境かるた大会

小中学生からの募集をもとに製作した「鶴岡市こども環境かるた」を環境教育のツールとして活用するとともに、子どもたちが身の回りの環境問題に気づき、行動するきっかけとしてもらうことを目的として実施する。(令和 7 年度で第 11 回)

オ 鶴岡市エコ川柳募集

小中学生、高校生以上の 2 部門として広く市民からの募集をもとにエコの取り組みを紹介・推進する川柳を募集して入選者を表彰する。

カ 鶴岡市エコキャラ「みどりちゃん」着ぐるみの貸出

3 R の推進、環境保全意識啓発に資する外部イベント等に鶴岡市エコキャラ「みどりちゃん」の着ぐるみを貸し出す。

キ 講座・イベント等の普及啓発事業

地球温暖化対策などの環境に関する普及啓発事業を実施する。

環境情報の発信

ア 環境広報「エコ通信」の発行

環境に関する意識啓発と情報提供を目的とした広報紙を年 2 回発行し、全世帯に配布する。A4 判(6 月夏号) A3 判(10 月秋号)